

平成二十年内閣府令第八十五号

再就職等監視委員会事務局組織規則

再就職等監視委員会令（平成二十年政令第百八十七号）第五条の規定に基づき、再就職等監視委員会事務局組織規則を次のように定める。

再就職等監視委員会事務局に、参事官一人を置く。

参事官は、命を受けて局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

附 則

この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。